

市営住宅空家補充入居待機者を追加募集します

補充入居待機者の募集とは

市営住宅に入居を希望した場合、まず入居申込者について抽選を行い、入居順位を決めて登録します。その後、市営住宅に空き家が生じたとき、実態調査を行ったうえで、適正と認められた人について、この入居順位に従って空き家を紹介します。申し込み後、直ちに入居できるものではありません。

- 募集住宅 桜山団地(家族向け平屋・A～D棟・E～K棟)、八幡台団地
●間取り 住宅によって異なります。
●家賃 入居者の収入に応じて決まります。
●入居資格
1 同居する親族がいること(単身での申し込みはできません)
2 国税・地方税を滞納していない人
3 入居しようとする家族全員の収入が申込み収入基準の範囲内にある人
4 現に、住宅に困窮していることが明らかな人
5 荒尾市内に在住し、収入がある人で、弁済の資力がある人(厚生年金・国民年金受給者を含む)を連帯保証人にできる人
6 申込者と同居者が暴力団員でないこと
※平成23年度空家補充(平成23年6月23日抽選)で待機中の人も申し込みができます。

- 待機期間 平成24年5月末日まで
●入居の申し込み収入基準
・一般階層 月額所得15万8千円以下(標準世帯(親子4人家族)の場合、世帯の年収447万1,999円以下)
・裁量階層(就学前児童・障がい者・高齢者世帯) 月額所得21万4000円以下(標準世帯(親子4人家族)の場合、世帯の年収531万1,999円以下)
●入居説明会および申込用紙配布
・日時 2月16日(木) 午前10時～(受付…午前9時30分～)
・場所 文化センター 第一会議室
●申込受付期間・場所
・日時 2月20日(月)～24日(金) 午前9時～午後5時
・場所 市役所2階 建築住宅課
●入居順位抽選会
・日時 3月1日(木) 午前10時～(受付…午前9時30分～)
・場所 文化センター 第一会議室

※詳しくはお問い合わせください。

建築住宅課 ☎63-1491

荒尾市臨時職員・非常勤職員登録者を募集します

下の表の臨時職員・非常勤職員の希望者について、登録者名簿を作成します。平成24年4月以降、職務の発生に応じて登録者の中から書類選考後、面接を行って採用します。なお、すでに登録手続きをしている人も、現在の登録は3月末で無効になるため、手続きの必要があります。
●募集職種 一般事務、保育士、保健師
●受付期限 2月15日(水) ※受付期限以降も随時受け付けます。
●勤務条件など

Table with 3 columns: 職種, 臨時職員, 非常勤職員. Rows include 任用期間, 賃金, 勤務時間, 休日, 社会保険など.

※勤務時間・休日は、職務によって異なる場合があります。

- 登録資格 高校卒業以上(平成24年3月卒業見込可)で、地方公務員法第16条各号の欠格事項に当てはまらない人
※一般事務については、基本的なパソコン操作(文章作成・表計算処理)ができる人
※保育士・保健師については、それぞれの資格を有する人(平成24年3月取得見込可)
●登録方法 市販の履歴書に写真(運転免許証規格と同等のもの)を貼り付け、余白などに①希望職種、②臨時・非常勤どちらを希望するかを記入(どちらも可の場合はその旨記入)して提出してください(郵送可)。
※保育士・保健師については、資格証の写しを添付してください。
●登録有効期間など注意点 登録者名簿の登録有効期間は、平成24年9月までです。他に就業などを行った場合は登録を取り消しますので、必ずご連絡ください。また、登録をされても任用を保証するものではありません。

申・荒尾市役所総務課人事給与係 ☎63-1204 〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

「市長とまはる」の「清里地区」で開催

「元気で、明るく、住みよい荒尾」を目指して、市長が地域へ出向きます。皆さんと身近に語り合い、市政に対する意見や提言をお聴きし、懇談したいと考えています。ご来場をお待ちしています。

- 日時 2月9日(木) 午後7時～
●場所 水島公民館
●秘書広報課 ☎63・1157

子ども手当 2月は支給月です

平成23年10月からの子ども手当新規申請をした人は、手当が2月15日(水)に指定の金融機関口座に振り込まれます。今回の支給は、23年10月から24年1月までの4カ月分です。23年10月以降に新しく認定された人は、認定の請求を行った月の翌月から23年1月までの分が支給されます。※お急ぎください。平成23年10月分からの子ども手

当を受け取るためには、3月30日(金)までに申請する必要があります。
●申請期限 3月30日(金)
●申請方法 窓口提出または郵送(3月31日消印有効)
●申請場所 子育て支援課④窓口
●子育て支援課 ☎63・1417

東日本大震災で被害を受けた人へ 税の還付が受けられる手続きがあります

平成23年12月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行されました。

これにより、所得税などの国税や地方税について、東日本大震災で被害を受けた人や復興促進に向けた取り組みを対象に、新たに税制上の措置が追加されました。これまでの措置と合わせて、次のような税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことで、税金の還付を受けることができます。

- 不動産取得税の軽減措置(県税)
・耕作などが困難になった農用地に代わる農用地を取得した場合
・警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合
※詳しくはお問い合わせください。
●玉名税務署(国税) ☎72・2125
玉名地域振興局税務課(県税) ☎74・2133
市税務課(市税) ☎63・1342

vol.5

人権コラム

～気づき・学び・行動しよう～

高齢者・障がいのある人の人権

社会の中で活躍したいという願いは誰もが持っています。

しかし、年齢や障がいを理由に差別されることも少なくありません。自分が高齢者や障がい者になったときどう思うでしょうか？

私たちには一人一人に人権があります。私たちはお互いを尊重し、助け合って暮らしていける社会を築き上げていく必要があります。

人権啓発センター ☎62-1313

当日の朝、調理をした煮物中心のお弁当
健康食・高齢者やわかか食・おまかせ食
糖尿病食(5段階)・腎臓病食
有限会社 ユニオン
大牟田市大字歴木1137-1
電話 0944-52-1555
FAX 0944-52-1557
http://www.uu-union.co.jp/
フリーダイヤル ☎0120-112262